

# 株式会社 BIS 推奨方針等のご案内

この度は、弊社にご用命を賜りまして誠にありがとうございます。

弊社は、下記の損害保険会社(8社)と生命保険会社(7社)と代理店委託契約を締結いたしております。お客さまより保険会社並びに保険商品の特段のご指定やお申し出がない限り、弊社は下記の理由により予めお客さまへご推奨する保険会社を選定し、当該保険会社の商品をご提案させていただきます。

## 1 当社の取扱保険会社

損害保険会社 (8社)	AIG損害保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 Chubb 損害保険株式会社
生命保険会社 (7社)	FWD 生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 オリックス生命保険株式会社	マニユライフ生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 チューリッヒ生命保険株式会社

## 2 当社の推奨販売方針(推奨する理由・基準)

損害保険会社	AIG損害保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
	長年にわたる関係により相互信頼関係が構築されており、保険商品の種類も豊富であると共に、顧客対応を迅速に行える上記5社の保険会社を推奨させていただいております。 尚、第3分野の保険商品(医療・傷害保険商品等)につきましては、AIG 損害保険(株)の商品を推奨しております。	
生命保険会社	【終身保険】 SOMPOひまわり生命保険株式会社 【定期保険】 日本生命保険相互会社、エヌエヌ生命保険株式会社 【逡増定期保険】 マニユライフ生命保険株式会社 【がん保険】 FWD 生命保険株式会社	
	直近の販売実績と商品優位性により予め選定した生命保険会社の商品をお客様に推奨させていただきます。	

## 3 推奨以外の保険会社の商品をご希望される場合等

当社が推奨する保険会社以外の商品をご希望の場合には、当社担当者にその旨をお申し付けください。当社取扱商品の範囲内で、お客様のご意向に沿った商品をご提案させていただきます。

#### 4 推奨する保険会社以外の保険会社をご案内するケースについて

1. お客さまから推奨保険会社以外のご指定があった場合(上記.3)
2. 履行保証保険(お客さまに迅速に履行保証保険の証券をお届けする必要性に鑑み、事前に与信枠設定済みの保険会社をご案内するため。)
3. 自賠償保険(強制付保かつ業界共通商品のため、推奨理由等のご説明省略のため。)
4. 生命保険商品の一部につきましては、お客さまの健康状態等により、当社が推奨する保険会社以外で、お客さまのご意向に適した保険商品をご提案させていただく場合。
5. 当社ホームページより保険会社のシステムにリンクしているなど、お客様ご自身で契約締結が完了する商品につきましては、お客さまの利便性の観点から、お客さまご自身が保険会社と商品を選ばれた場合。
6. 推奨保険会社が定める引受条件(引受年齢等の契約取扱い条件)などが、お客さまの属性に合致しないためお申し込みができず、推奨保険会社以外の商品でお申し込みが可能な場合
7. 推奨保険会社での商品申込の結果、引受けが謝絶または特別条件付承諾となったものの、他保険会社の取扱う同種の商品において条件の無い承諾等が期待される場合
8. 加入限度超えなどの契約制限や医的・職業告知の内容により推奨保険会社での申込み結果が謝絶または特別条件付承諾になると推定され、かつ他保険会社の取扱う同種の商品において条件の無い承諾が期待される場合
9. 推奨保険会社以外の保険会社、または推奨保険会社への所属が無い代理店と共同募集を行う場合
10. その他、顧客や保険会社の特性等を鑑み、推奨保険会社以外の商品を推奨することが適切であり、かつ各種規定や法令上の問題がないと当社が判断した場合

#### 5 満期継続時のご提案について

当社は、更新契約(満期継続契約)については原則、満期を迎えます既契約と同一保険会社の同一の商品をご案内させて頂きます。

ただし、既契約商品の販売停止や、お客様に不利益となる商品改定により明らかに他の取扱い保険会社の同一商品に対して劣後性が認められる場合や、他の取扱い保険会社の商品改定等により、明らかに他の保険会社の商品の優位性が認められた場合等には、お客様に改めてご意向をお伺いした上で、ご意向に沿った商品のご案内を行わせていただきます。

#### 6 団体契約・団体扱い・集団扱い等の団体制度商品のご提案について

当社は、団体、集団で取扱いのできる保険会社、商品が指定されている場合は、前項の推奨保険会社に関らず当該団体、集団扱いの制度割引や団体割引が適用となる保険会社の商品をご説明いたします。

2022年2月1日 施行

2025年4月1日 改定

株式会社 BIS

取締役社長 宮越 康博